

議案第 23 号

北名古屋市児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

北名古屋市児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整
備に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、字句を整理するた
め、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

北名古屋市児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例（平成28
年北名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。